

## 直面する課題の解決に向けて ～政策立案過程における労組の取り組み－労働組合の社会観～

連合総合労働局長 長谷川裕子

### 1. はじめに ～経済・雇用危機の発生～

2008年9月のリーマン・ショック以降、景気が急激に悪化。その影響で、雇用・失業情勢も急激に悪化。

とくに、「派遣切り」と称される派遣契約の中途解除に伴う派遣労働者の雇い止め・契約期間途中の解雇、有期契約労働者の雇い止め・契約期間途中の解雇が急増。

「年越し派遣村」がマスコミで大きく報じられ、非正規労働者をはじめとした雇用問題が社会的な問題となった。

- ・仕事を失った非正規労働者・・・わずかばかりの所持金しか持たず、住居も失う
- ・雇用のセーフティネットが不十分（雇用保険未加入、失業給付が受給できない）
- ・新卒者の採用内定取り消しが多数発生

### 2. 連合の政策対応

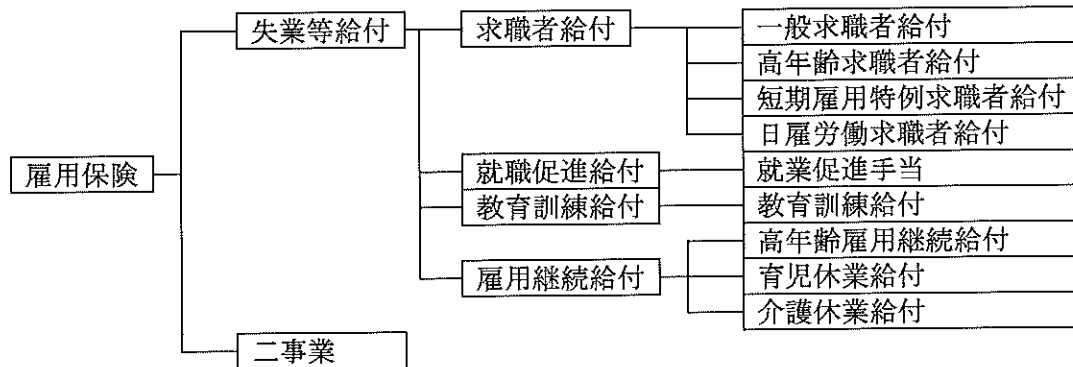
#### ○雇用対策の要請

- 2008年11月13日 厚生労働大臣要請「非正規労働者等の緊急雇用対策に関する要請」  
2008年12月4日 総理大臣要請「経済運営および第2次補正・2009年度予算編成等に関する要請」  
2009年1月15日 「雇用安定・創出に向けた共同宣言」連合・日本経団連  
2009年1月21日 参議院予算委員会参考人質疑 古賀事務局長  
2009年2月 「外国人研修・技能実習生の途中帰国に関する要請」  
厚生労働省、法務省、JITCO（財団法人 国際研修協力機構）  
2009年2月27日 厚生労働大臣要請「現下の経済情勢を踏まえた雇用対策に関する緊急要請」  
2009年3月3日 「雇用安定・創出実現のための労使共同要請」連合・日本経団連  
2009年3月16日 財務大臣要請「経済・雇用危機に対する緊急要請」  
2009年3月23日 「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」  
総理大臣、日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、連合  
国会対応 雇用保険法 育児介護休業法 労働者派遣法対策  
民主党との政策協議 各政党への要請

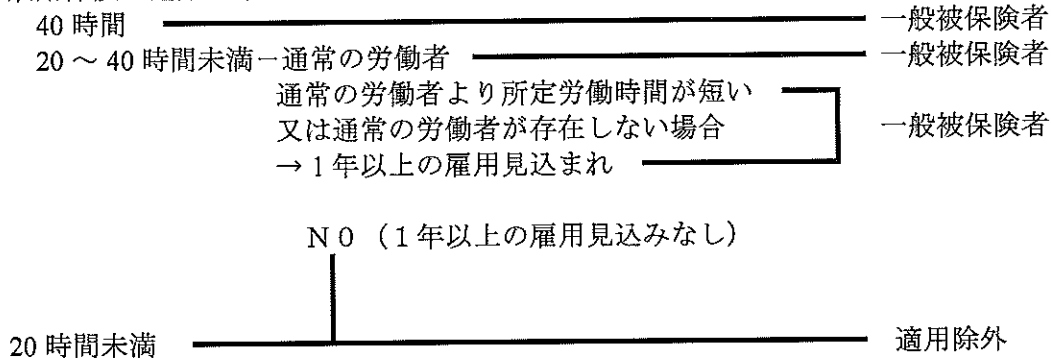
### 3. 労働法成立まで

- 審議会（労働政策審議会・公労使の三者構成）→ 審議会報告 → 法案要綱・審議  
→ 法律案（閣議決定）→ 国会上程 → 法案審議（衆・参厚生労働委員会）  
→ 本会議採決・成立 → 審議会での政令・省令審議 → 施行

#### 4. 雇用保険制度の概要



##### ○雇用保険の適用基準



##### ○受給資格

離職の日前2年間に被保険者であった期間が12月以上ある場合  
 倒産・解雇による場合、離職の日前1年間に被保険者であった期間が6月以上ある場合  
 自己都合離職者－3月間の給付制限がある

##### ○支給額 離職前賃金の80～50%

年齢別上限額がある 7,775円(45歳以上60歳未満)

##### ○給付日数(離職理由が倒産・解雇等の場合)

被保険者期間 離職時年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

##### ○給付日数(離職理由が自己都合・定年等の場合)

被保険者期間 離職時年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

##### ○雇用保険料率(労使折半・二事業使用者負担)

15 / 1000 (16 / 1000 → 12 / 1000 弾力条項)、二事業 3 / 1000  
 国庫負担 1 / 4 × 0,55 = 13,75

## 5. 改正雇用保険法への対応

### 労働政策審議会（雇用保険部会）における労使の主張

労働者側の主張	使用者側の主張
<p>①失業前2年間の被保険者期間が12か月未満（倒産・解雇の場合は1年間に6か月）の労働者は失業給付を受け取れない。 →受給資格要件の緩和が必要</p> <p>②給付日数が年齢・被保険者期間・離職理由によって設定されているが、年齢のみで良いのではないか。 とくに、非正規労働者の雇い止め問題は深刻であり、会社都合の離職と同様の特定受給資格者として区分すべき。</p> <p>③給付日数を戻す。90日では短い→180日に延長する。</p> <p>④給付水準についても見直す。</p> <p>⑤住宅費・生活費などの補助。（「就労・生活支援給付」の創設）</p> <p>⑥失業認定から実際の給付振り込みまでの期間の見直し。 非正規労働者は会社都合で離職したとみなし、ただちに給付を受けられるようにすべき。</p>	<p>①セーフティネットは必要だが雇い止めの実態を精査して、モラルハザードがないようにすべき。</p> <p>②育児休業の職場復帰給付金と基本給付は統合しない方がよい。</p> <p>③雇用保険料率を下げ、使用者負担を削減すべき。</p> <p>④雇用保険は中長期的に安定した制度とすべきであり、適用範囲を広げたときの影響をシミュレートし、検証が必要。</p>

### 改正雇用保険法案の概要と法案修正

政府案（抜粋）	民主党など野党法案（抜粋）	修正事項
<p>①労働契約が更新されなかったため離職した有期労働契約者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受給資格要件を緩和（被保険者期間12か月→6か月）</li> <li>○給付日数を解雇等による離職者並に充実（3年間の暫定措置）</li> <li>○雇用保険の適用基準を、「6か月以上雇用見込み」に緩和（通達による対応）</li> </ul> <p>②解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長（例えば所定給付日数が90日の場合→150日）（3年間の暫定措置）</p> <p>③育児休業給付について、給付率の暫定措置を当分の間延長。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本手当受給に必要な被保険者期間を6か月に短縮する。（離職理由にかかわらず）</li> <li>○雇い止めの場合は、原則として特定受給資格者とする。</li> <li>○31日以上雇用期間がある全ての労働者を原則、雇用保険の一般被保険者とする。</li> </ul>	

④失業等給付に係る雇用保険料率を2009年度に限り0.4%引き下げる。	○雇用保険料率の引き下げは行わない。	
⑤施行期日を2009年4月1日とする。	○一部、施行日を2008年12月に遡及させる。	○施行日を3月31日とする。(効果→救済される労働者が増える)

附帯決議 (主なものを抜粋)

○雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、「求職者支援法案」(民主、社民、国新提出)の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。

(衆・参)

○今後、必要なすべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、更なる緩和を検討すること。(衆・参)

○基本手当については、所得保障を通じて再就職を支援する雇用保険のセーフティネットとしての役割にかんがみ、最低保障の在り方や、給付日額、給付日数等について検討すること。(参)

6. 政府の雇用対策 (2008年夏～現在)

～連合の政策要請の実現～

最近の経済対策における雇用対策			
安心実現のための緊急総合対策 (平成20年6月29日)	生活対策 (平成20年10月30日)	生活防衛のための緊急対策 (平成20年12月19日)	経済危機対策 (平成21年4月10日)
<p>20年度一次補正99.4億円 (一般11.8億円)</p> <p>(対策の概要)</p> <p>1 非正規雇用対策等の推進【28億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日雇派遣労働者等の安定就労支援等(6.8)</li> <li>・フリーター等の常用雇用化支援の拡充(トライアル雇用制度の対象者に35～39歳を追加等)(7.2)</li> <li>・前職期間中の生活保障(月10万円の貸付・返還免除)の創設等(9.7)</li> <li>・非正規労働者就労支援センター(以下「非正規センター」)(3カ所)の創設(3.4)</li> </ul> <p>2 中小企業の雇用維持への支援【69億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業への雇用維持支援拡充(中小企業緊急雇用安定助成金の創設)(貸金等の2/3→4/5を助成)(4.6)</li> <li>・離職者訓練の重点的な実施(5.7)</li> </ul> <p>3 女性の就労支援【0.8億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マザーズ・ワーキング事業の拡充(マザーズコーナーを10カ所増)(0.8)</li> </ul> <p>4 高齢者の就労支援【0.4億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定求職者雇用奨励助成金(特例金)の対象に65歳以上の高齢者を追加、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援(0.4)</li> </ul> <p>5 障害者の就労支援【1.1億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例金の支給期間の延長(1年→1年半)</li> <li>・障害者専門支援員の拡充(227人→297人)</li> </ul> <p>6 介護サービスの確保(制度要求)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材確保奨励助成金(介護実務経験者を雇入れた事業主へ50万円助成)の創設</li> </ul>	<p>二次補正 2,506億円 21年度予算(追加分)約300億円</p> <p>(対策の概要)</p> <p>1 家計緊急支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組(1.2→0.8%)</li> </ul> <p>2 雇用セーフティネット強化対策【2,766億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設(中小企業100万、大企業50万円)(21.8)</li> <li>・前職期間中の生活保障の拡充(10→12万円等)</li> <li>・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充(被保険者期間6か月未満の者を対象等)(3.8)</li> <li>・ふるさと雇用再生特別交付金創設(2,500)(4.2)</li> <li>・離職者訓練の追加実施(4.2)</li> </ul> <p>3 生活安心確保対策【76億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材確保奨励助成金の拡充(年長フリーター等を雇入れた場合は50→100万円)(5.7)</li> <li>・介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設(経費の1/2を助成)(3.8)</li> <li>・中小企業子育て支援助成金の拡充(支給対象範囲を拡大(2人目→5人目)、2人目以降の支給額の増額(育児休業60→80万円等))(3.4)</li> <li>・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設(障害者を初めて雇入れた場合100万円支給)(5.0)</li> <li>・特例金会社等設立促進助成金の創設(初年度200万円等)(4.5)</li> </ul>	<p>二次補正 1,542億円(一般1,600億円) 21年度予算(追加分)約1,300億円</p> <p>(対策の概要)</p> <p>1 住宅・生活対策【293億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の経費貸付と事業主への助成(月4～6万円 6か月まで)(40)</li> <li>・住宅・生活支援の資金貸付(最大185万円)(252)</li> <li>・雇用促進住宅の最大限の活用</li> </ul> <p>2 雇用維持対策【604億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金等の拡充(大企業の助成率1/2→2/3)(410)</li> <li>・自社で働く派遣労働者を雇入れた事業主への奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円)(89)</li> <li>・解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等(5)</li> </ul> <p>3 再就職支援対策【2,075億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急雇用創出事業の創設(1,500)</li> <li>・特例金の支給額増額(90→135万円等)(378)</li> <li>・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期同訓練の実施(最長2年間)(11.9)</li> </ul> <p>4 内定取消し対策【3.3億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内定取消しに関する相談、企業指導の強化</li> <li>・年長フリーター支援のための特別奨励金の対象に内定を取り消された就職未決定者を追加(2.4)</li> </ul> <p>5 雇用保険制度の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の給付の見直し等</li> </ul>	<p>21年度補正2兆5,128億円 (一般1兆2,561億円)</p> <p>(対策の概要)</p> <p>1 雇用調整助成金の拡充等【6,066億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇等を行わない場合の助成率上乗せ(中小企業4/5→9/10、大企業2/3→3/4)、廃業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の非正規労働者への助成の追加(派遣労働者1人当たり年45万円支給(中小企業)大企業では年30万円)等</li> </ul> <p>2 再就職支援・能力開発対策【7,416億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援(訓練期間中の生活保障(月10～12万円の給付及び月8万円までの貸付)等)(7,000)</li> <li>・職業能力開発支援の拡充・強化(14.8)</li> <li>・障害者の雇用対策(5.5)</li> <li>・ハローワーク機能の技術的強化等(2.65)</li> </ul> <p>3 雇用創出対策【3,000億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急雇用創出事業の積み増し等(3,000)</li> </ul> <p>4 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等【7,000億円の内数その他106億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣切りの防止など労働者保護の強化等(76)</li> <li>・内定取消し対策等(76)</li> <li>・外国人労働者への支援(7,000の内数、その他16)</li> </ul> <p>5 住宅・生活支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等(つなぎ資金(最大10万円)、生活費(最大1年間、月20万円以内)の貸付け、住宅手当(最大6か月間)の支給等)(1,704)</li> </ul>

※1)計数整理の結果、異動を生ずることがある ※2)一次補正は、20年10月16日、二次補正は21年1月27日、21年度予算は21年3月27日成立 ※3)括弧内の単位は億円 9

7. その他最近の労働立法

- 労働基準法 (2010年4月施行)  
ホワイトカラーイグゼンプションは国会日程できず一国民の声の反映
- 労働契約法 (2008年3月施行)  
採用内定取り消しについての規定を盛り込むべきである
- 労働者派遣法 (継続審議)